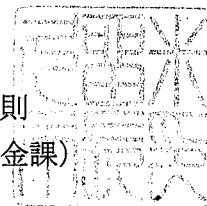




27医年第290号
平成27年7月23日

小郡三井医師会
会長 廣瀬 真恵 様

久留米市長 檜原 利則
(健康福祉部 医療・年金課)



久留米市医療費助成制度の審査支払事務の委託について

平素より、本市医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年3月にご案内しておりましたが、被用者保険加入者分の本市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、平成28年1月診療分から、社会保険診療報酬支払基金福岡支部に委託することとなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、会員の皆さまにご案内したいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

久留米市健康福祉部 医療・年金課

担当 古賀 木村

TEL 0942-30-9034 FAX 0942-30-9752

久留米市医療費助成制度（乳・障・親）の審査支払事務の委託先変更と
久留米市公費負担医療事務補助金の見直しについて

1. これまでの経過

平成26年3月に大川三潯医師会、4月に久留米医師会より、久留米市に対し、「県下の市町村が、乳幼児医療等の助成事業の審査支払事務について、委託先を変更しやすいよう、県の補助金交付要綱の見直しなどを福岡県に求めて欲しい」旨の要望書が提出されました。

平成27年4月1日より、福岡県は、社会保険診療報酬支払基金（以下 支払基金）に委託先を変更しても補助金が交付できるように、「補助金交付要綱」を改正しています。

2. 支払基金への委託（平成28年1月診療分から）

久留米市は、平成28年1月診療分から、被用者保険加入者分の本市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、福岡県国民健康保険団体連合会（以下 国保連合会）から、支払基金へと委託先を変更します。

これにより、公費医療分と保険分を併記した「医保分レセプト」のみで請求ができるようになります。

また、変更時期につきましては、平成27年度中に支払基金への変更を予定している自治体（4市）及び支払基金と意見交換を行い、「医療機関等の混乱を最小限に抑えるためには、変更時期を統一することが望ましい」との考えから、上記の時期としました。

3. 今後の公費負担医療事務補助金について

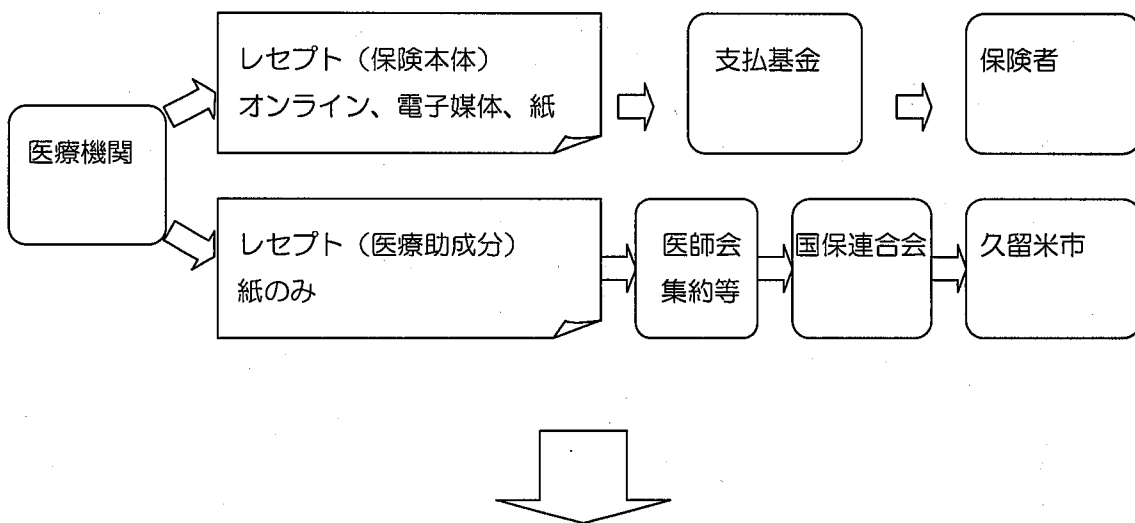
久留米市公費負担医療事務補助金につきましては、「乳障親医療費請求書（紙レセプト）」の集約・送付の際に必要な経費等を助成する目的で支出しておりましたことから、見直し（廃止）を行なわせていただきます。

なお、平成27年度は、支払基金への委託までの期間について補助金を交付（補助金通年分×10カ月／12カ月）させていただきたいと考えています。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

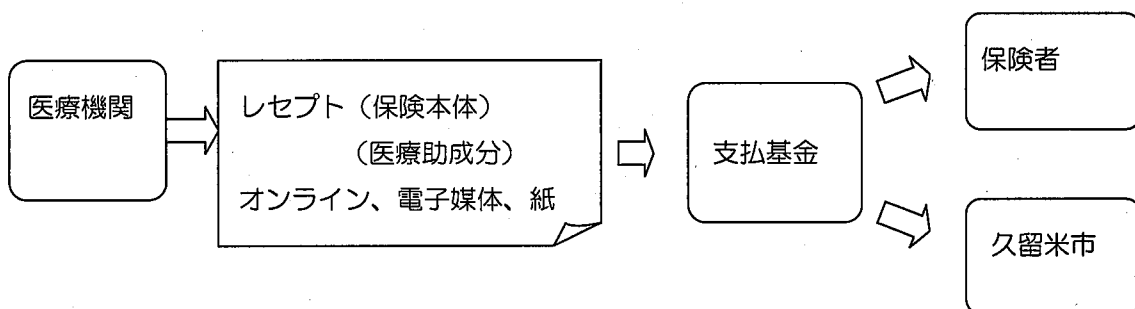
今回の変更内容

- 1 平成28年1月診療分から、被用者保険加入者分の本市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下 支払基金）に委託する。

【変更前 平成27年12月診療分まで】



【変更後 平成28年1月診療分から】



- 2 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の本市医療費助成に係る医療費の審査支払事務については、引き続き国保連合会へ委託する。
- 3 月遅れ・再審査請求（平成27年12月以前診療分）については、1年間の経過措置（従来どおり国保連合会へ請求）を設け、平成29年1月請求分から支払基金への委託を実施する。

(公 印 省 略)

27医年第 290 号

平成27年 7月23日

各 位

久留米市長 檜原 利則
(健康福祉部 医療・年金課)

久留米市医療費助成制度の審査支払事務の委託について

平素より、本市医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市で実施している医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務につきましては、すべて福岡県国民健康保険団体連合会（以下 国保連合会）へ委託しておりますが、平成28年1月診療分から、下記のとおり変更することとなりましたので、お知らせいたします。

記

- 1 平成28年1月診療分から、被用者保険加入者分の本市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下 支払基金）に委託する。
- 2 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の本市医療費助成に係る医療費の審査支払事務については、引き続き国保連合会へ委託する。
- 3 月遅れ・再審査請求（平成27年12月以前診療分）については、1年間の経過措置（従来どおり国保連合会へ請求）を設け、平成29年1月請求分から支払基金への委託を実施する。

【お問い合わせ先】 久留米市健康福祉部 医療・年金課 担当 古賀 木村

TEL 0942-30-9034 FAX 0942-30-9752

I 久留米市医療費助成制度（乳・障・親）の概要

①乳幼児等医療助成制度（法別番号 81）

対 象 者 *生活保護受給者を除く	【通院】小学校3年生まで（9歳到達後最初の3月31日まで） 【入院】中学校3年生まで（15歳到達後最初の3月31日まで） 《*就学後の【入院】は現金支給》 《*就学後は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先》
自己負担金 *1つの医療機関ごとに *調剤は自己負担金なし	【通院】1ヶ月600円限度（3歳以上就学前まで） 1ヶ月1,000円限度（小学1～3年生） 【入院】1日500円（1ヶ月3,500円限度） 《*3歳未満の場合【通院】【入院】とも自己負担金なし》
所得制限	なし

②重度障害者医療助成制度（法別番号 80）

対 象 者 *生活保護受給者を除く	6歳就学後65歳未満の方、65歳以上で後期高齢者医療を保有している方のうち、次のいずれかに該当する方。 ①身体障害者手帳の1級または2級を保有の方 ②児童相談所または障害者更生相談所において重度の知的障害者と判定された方 ③身体障害者手帳の3級を保有し、かつ児童相談所または障害者更生相談所において中度の知的障害者と判定された方 ④精神障害者保健福祉手帳の1級を保有の方 *65歳未満とは65歳の誕生日（1日生まれの方は、65歳の誕生日の前日）まで、それ以降は65歳以上
自己負担金 *1つの医療機関ごとに *調剤は自己負担金なし	【通院】1ヶ月500円限度 【入院】1日500円（1ヶ月5,000円限度） 《*低所得の場合【入院】1日300円（1ヶ月3,000円限度）》
所得制限	なし

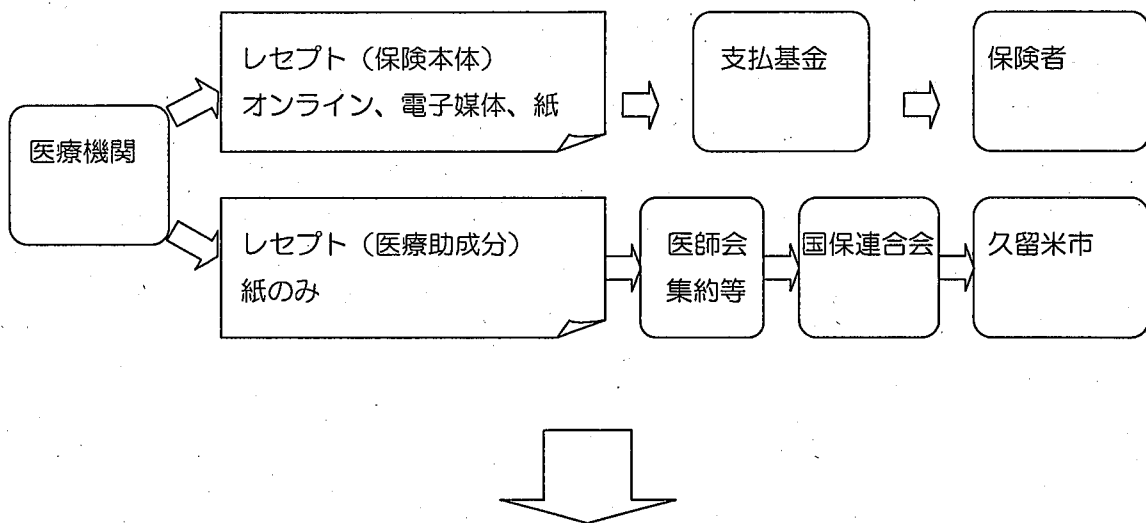
③ひとり親家庭等医療助成制度（法別番号 90）

対 象 者 *生活保護受給者を除く	①18歳未満の児童を監護している母子家庭の母と、その小学生以上18歳未満の児童 ②18歳未満の児童を監護している父子家庭の父と、その小学生以上18歳未満の児童 ③父母のない小学生以上18歳未満の児童 *18歳未満とは18歳到達後最初の3月31日まで
自己負担金 *1つの医療機関ごとに *調剤は自己負担金なし	【通院】1ヶ月800円限度 【入院】1日500円（1ヶ月3,500円限度）
所得制限	児童扶養手当一部支給に準じた所得制限あり

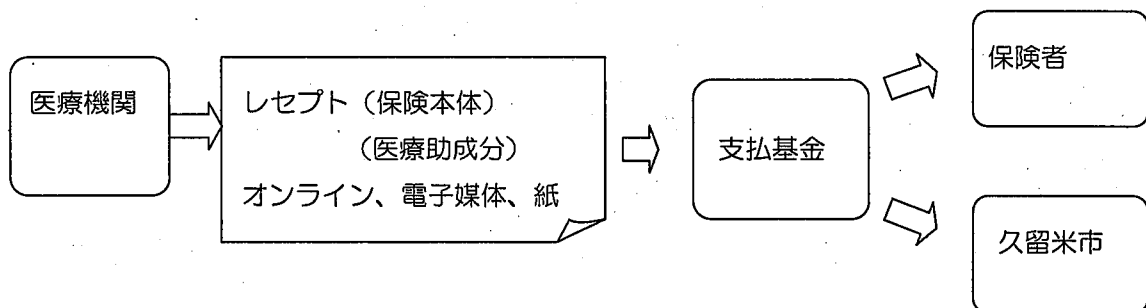
II 今回の変更内容

- 1 平成28年1月診療分から、被用者保険加入者分の本市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下 支払基金）に委託する。

【変更前 平成27年12月診療分まで】



【変更後 平成28年1月診療分から】



- 2 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の本市医療費助成に係る医療費の審査支払事務については、引き続き国保連合会へ委託する。
- 3 月遅れ・再審査請求（平成27年12月以前診療分）については、1年間の経過措置（従来どおり国保連合会へ請求）を設け、平成29年1月請求分から支払基金への委託を実施する。